仕様書

１　調達名称

２教育用インターネット回線使用料

２　利用期間

令和３年３月１日～令和６年２月２９日

３　履行場所

別紙「履行場所一覧」のとおり

４　支払方法

月払いとする。設定等初期費用が生じる場合は使用開始の初月費用と共に請求するものとする。

５　概略構成

別紙「概略構成図」のとおり

６　回線サービスの要件

（１）別紙「履行場所一覧」に示すサービスを提供すること。

（２）（１）で示すサービスはすべてベストエフォート型のインターネットサービスであること。

（３）NTT ビジネスタイプ又はダークファイバーを利用した法人向け回線であること。

（４）プロバイダ利用料も積算に含めること。

７　導入設置について

（１）回線敷設工事及び回線サービス利用に必要な機器（回線終端装置等）の搬入・設置・設定作業等を行うこと。

（２）回線サービス利用に必要な機器（回線終端装置等）については，市教育委員会及び各学校と協議のうえ，設置場所を決定すること。

８　運用保守について

（１）障害に対する通報窓口を設け，対応時間は 24 時間 365 日とすること。また，障害の復旧作業についても 24 時間 365 日対応すること。

（２）運用管理及び保守の責任分界点は回線終端装置までとすること。
（３）障害発生時は直ちに復旧に着手し，速やかに正常な状態に回復させること。
（４）回線サービス利用に必要な機器の追加や改造を行う必要が生じた場合は，あらかじめ市教育委員会に通知すること。
（５）受注者の都合等により回線サービスの停止を行う際は，事前に停止日時等を報告し，市教育委員会及び各学校の両書を得た場合のみ実施すること。

９　その他事項

９－１　守秘義務

（１）受託者は，本事業の実施に関し知り得た事項について，他に漏らしてはならない。また，市の許可を得ずに，複製，改変してはならない。
（２）受託者は，この契約における業務に従事している者に対し，在職中及び退職後において，作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
（３）（２）の規定については，本事業を完了し，又は解除した後であっても，なおその効力を有するものとする。
（４）本業務のため市から提供された情報等については，委託業務完了後，速やかに市に返還するか，市の指示に従い処理するものとする。
（５）本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は，当該者は受託者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
（６）その他，神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること。

９－２　その他事項

（１）その他，本仕様書に定めのない事項等が生じた場合は，市教育委員会と協議すること。
（２）回線サービス利用に必要なランニングコスト（回線サービス使用料，終端装置使用料，プロバイダー使用料，保守等）の他に，回線敷設工事及び回線サービス利用に必要な機器の搬入・設置・設定作業等，回線敷設及び利用に係るすべての費用を本調達に含めること。
（３）回線サービス提供期間満了時，または契約解除時の機器の撤去に係る作業と費用は，受注者の負担で行うこと。